



年末・年始特別警戒

今年も残すところあとひと月となりました。これからの季節は、寒さが厳しく空気が乾燥してきます。また、家庭や職場などにおいて石油ストーブやコタツ、ファンヒーターなどの暖房器具を使用する機会が多くなります。

年末・年始の慌ただしさから火に対する注意がおろそかになり、火災発生の危険も一段と大きくなるため、次のことに注意し良い年末・年始を迎えましょう。

- ①ストーブの周りに燃えやすい物を置かないなど、暖房器具の取扱いに十分に注意しましょう。
- ②火を使って調理する際は、その場から離れないようにしましょう。離れる時は、必ず火を消しましょう。
- ③年末の大掃除の際は、家具などの裏にあるコンセントプラグも掃除しましょう。
- ④ゴミや古新聞などは定められた日時に出し、家の周りに燃えやすい物を置かないようにしましょう。
- ⑤お出かけ前や就寝前には、必ず火の元を確認しましょう。

お 願 い

降雪、積雪により佐井村内の道路は大変狭くなります。そして、ここ数年、自宅前・自宅付近への車の路上駐車が多く見られます。それにより、消防車、救急車などの緊急走行の妨げになりますので、路上駐車はしないようご協力をお願いします。



みなさんの家の住宅用火災警報器は大丈夫ですか？

新築住宅への義務化が適用された平成18年6月1日から10年が経過しますが、古くなった住宅用火災警報器は電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあります。日頃のお手入れを忘れずをお願いします。設置する場所にあっては、基本的に「寝室」となっていますが、1階のほかに2階の部屋を寝室として使用のご家庭は、「2階の寝室」と「階段（踊り場）」に設置しなければなりません。

また、青森県内においても火災が多く発生していますが、その火災の際に設置していた住宅用火災警報器が作動し住民が避難して命が助かった例があります。万が一に備え、尊い命や財産を守るためにも住宅用火災警報器を設置しましょう。

